

消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1(2)

〔第一問〕

問1 次の各問に答えなさい。

(2) 消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課することとされている。

この資産の譲渡等のうち、役務の提供が国内で行われたかどうかの判定について、役務の提供の区分に応じ、その定める場所について述べなさい。

② 消費税法施行規則に規定する部分については触れる必要はない。

〔第一問〕

問2(1)

(1) 当社は、靴・靴販売を営み国内に支店を有する外国企業からの依頼を受け、国内の市場調査を行いました。この市場調査は、国内に新たな事業(教育産業ビジネス)を展開するためのものであることから、直接、国外の本社と契約を締結しており、調査報告書も本社に対して、データ伝送をしています。

この市場調査に係る取引について、消費税法令の適用はどのようなになりますか。

<選択欄>

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外(不課税取引)

〔第一問〕

問2(3)

(3) 当社は、インターネットを介しての音楽、映像の配信サービス事業を営んでおり、国内に旅行に来ている外国人旅行者A(国内に住所又は居所を有しない者)に対して音楽の配信を行いました。

この音楽配信に係る取引について、消費税法令の適用はどのようなになりますか。

〔第一問〕

問2(6)

(6) 当社は、百貨店(特定商業施設)内に outlet している手続委託型輸出品販売場として許可を受けている各テナントとの間で、免税販売手続の代理契約を締結し、百貨店内に免税手続カウンターを設置しています。

国内に旅行に来ている外国人旅行者A(国内に住所又は居所を有しない者)は、同一日に、手続委託型輸出品販売場である甲店において、日本酒セット(税抜販売価額750,000円)を、同じく手続委託型輸出品販売場である乙店において、ポーチ付化粧品(税抜販売価額4,000円)をそれぞれ1個購入したため、免税手続カウンターに免税手続に訪れました。

この甲店及び乙店が外国人旅行者Aに対して商品を販売した取引について、消費税法令の適用はどのようなになりますか。

② 外国人旅行者Aの所持する旅券等の提示など具体的な免税手続や消費税法施行規則に定める事項については、触れる必要はない。

TAC予想問題

●全国公開模試

〔第一問〕問1(1)

問1 次の各問に答えなさい。

(1) 消費税法第5条第1項では、次のとおり規定している。

(納税義務者)

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。)及び特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。)につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

この場合の「事業者」、「特定資産の譲渡等」及び「特定仕入れ」に関して、それぞれの意義及びその範囲について述べなさい。

また、資産の譲渡等及び特定仕入れが国内で行われたかどうかの判定について簡潔に述べなさい。

② 消費税法施行令に定める事項については触れる必要はない。

●全国公開模試

〔第一問〕問2①

① 甲社は、フランスに本店を有するA社(国内に支店を有していない。)から商品(高級ダウン)を輸入して販売している。A社から輸入したものについてはA社の保証書が発行されており、国内の消費者に販売した後1年以内に通常の用途で破損した部分については、A社の負担により修理が受けられることとされている。ただし、A社は、国内に支店を有していないことから、その修理を甲社に委託し、甲社は、この修理の対価をA社から受け取っている。

この場合のA社から受け取る修理の対価について、消費税法令の適用関係はどのようなになるか。

●理論ドクター P160

基礎力養成

次の各取引が電気通信利用役務の提供に該当するかどうかを判定しなさい。

なお、いずれも対価の授受は行われているものとする。

(1) インターネット等を介して行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア(ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。)の配信

●理論ドクター P164

実力養成

平成27年10月1日以後に、国内に旅行に来ている外国人旅行者(国内に住所又は居所がない者)に対して、インターネットにより電子書籍等を提供した場合の課税関係はどのようなになるか、理由とともに述べなさい。

●理論ドクター P29 <抜粋>

4. 消耗品については、同一の非居住者に対する同一店舗における1日の販売額の合計が5千円を超え50万円までの範囲内のものが免税販売の対象となることですが、販売額の合計が50万円を超える場合の取扱いを教えてください。

③ 1個60万円の消耗品と1個4千円の消耗品を販売する場合
1個60万円の消耗品は、その販売額が50万円を超えているため、免税対象となりません。
また、1個4千円の消耗品は、その販売額が5千円を超えていないため、免税対象となりません。

〔第二問〕

資料 1

〔資料〕

1. 甲社は、特殊鋼の切断加工販売業を営む乙株式会社（以下「乙社」という。）と不動産賃貸業及び不動産売買業を営む丙株式会社（以下「丙社」という。）との合併により平成27年10月1日に資本金800万円で新たに設立された法人である。なお、甲社は平成28年2月9日を合併期日として不動産売買業を営む丁株式会社（被合併法人。以下「丁社」という。）を吸収合併している。

乙社及び丙社並びに丁社の前課税期間以前の取引状況、丁社の合併時の貸借対照表は次のとおりである。

乙社（被合併法人）				
取引の状況	自平成25年1月1日 至平成25年12月31日	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日		自平成27年1月1日 至平成27年9月30日
		旧税率適用分	新税率適用分	
I 資産の譲渡等の金額	192,000,000	48,000,000	147,000,000	155,000,000
I のうち非課税取引に係るもの	12,280,000	2,320,000	6,965,000	11,220,000
I のうち免税取引に係るもの	2,800,000	700,000	2,300,000	4,500,000
II I の売上げに係る対価の返還等	280,000	50,000	300,000	250,000

乙社は、平成12年2月に設立して以来すべての課税期間において課税事業者である。

丙社（被合併法人）				
取引の状況	自平成25年7月1日 至平成26年6月30日	自平成26年7月1日 至平成27年6月30日		自平成27年7月1日 至平成27年9月30日
		旧税率適用分	新税率適用分	
I 資産の譲渡等の金額	23,500,000	1,200,000	35,000,000	25,200,000
I のうち非課税取引に係るもの	13,000,000	700,000	18,000,000	16,700,000

丙社は、平成20年1月に設立以後、平成26年7月1日から平成27年6月30日の課税期間において初めて課税事業者となっている。

丁社（被合併法人）				
取引の状況	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日		自平成28年1月1日 至平成28年2月9日
		旧税率適用分	新税率適用分	
I 資産の譲渡等の金額	3,600,000	3,360,000	8,000,000	2,080,000
I のうち非課税取引に係るもの	1,500,000	1,200,000	3,200,000	1,000,000

丁社は、平成23年7月に設立して以来免税事業者である。

●補助問題 第1回

資料 1

1 甲社は、平成27年1月5日に代表者個人が営んでいた不動産販売業を法人成りし設立した資本金の額が800万円の法人（消費税法第12条の3に規定する特定新規設立法人に該当しない。）であり、前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）から新築住宅の分譲販売を行っている。また、平成27年8月1日に、不動産賃貸業を営んでいた乙株式会社（以下「乙社」という。）を吸収合併し、資本金の額が3,000万円となった。甲社及び乙社の前事業年度以前の取引状況は次のとおりである。

甲社（合併法人）			
取引の状況	自平成27年1月5日 至平成27年3月31日 （前々事業年度）	自平成27年4月1日 至平成27年7月31日 （前事業年度）	
		26,733,465	80,405,459
I 資産の譲渡等の金額			205,708,147 (41,845,980)
I のうち非課税取引に係るもの	25,000,065	75,191,963	147,383,927 (36,845,000)

※（内書）の金額は、平成27年8月1日から同年9月30日までの金額である。

乙社（被合併法人）			
取引の状況	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 （前々々事業年度）	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 （前々事業年度）	
		66,780,963	188,334,444
I 資産の譲渡等の金額			45,949,675
I のうち非課税取引に係るもの	55,440,963	55,941,234	18,480,000

※ 乙社は、前事業年度（平成27年4月1日から平成27年7月31日まで）まで継続して課税事業者であり、会計帳簿における経理処理はすべて税込経理方式により処理している。

〔第二問〕

資料 6 (2) ③

(2) 「不動産販売収入」の内訳は、次のとおりである。

① 丁社が保有していたマンション A（区分所有建物）の販売収入 9,000,000円

② 下記(5)の土地（宅地）の販売収入 3,000,000円

③ 不動産販売収入に係る未経過固定資産税部分の金額 150,000円

内訳は、土地及び土地持分に係る金額78,000円、建物に係る金額72,000円である。

●補助問題 第1回

資料 4 (1) ③

(1) 「不動産販売収入」の内訳は、次のとおりである。

① 土地の販売収入 90,800,000円

② 新築住宅の分譲販売収入 土地 395,069,980円、建物 486,787,707円
（仮受消費税等38,943,016円）

③ 上記②の販売時に土地に係る固定資産税の未経過分の精算金として受け取った金額 1,007,835円

固定資産税は1月1日現在の所有者に課される保有税であり、甲社は、販売時以降の期間に対応する金額を固定資産税の未経過分の精算金として、販売代金とは別途に購入者から受け取っている。なお、甲社は分譲時に所有名義変更等の手続は適正に行っている。

〔第二問〕

資料 6 (1) ④

(1) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

① 社内の慶弔規定に基づき支出した、祝儀及び香典等の慶弔費 170,000円

② 国内における従業員の慰安旅行費用（入湯税3,300円を含む） 759,300円

③ 従業員全員が利用することのできるリゾート会員権の年会費 56,160円

④ 外部の契約食堂に支払った従業員の昼食代 128,540円

甲社が従業員に対し食券を無償で支給し、その使用代金として契約食堂から請求された金額である。なお、無償で支給した食券の金額は240,000円であり、従業員から徴収した預り金額はない。

●補助問題 第1回

資料 4 (1) ⑤

(1) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

① 旅行会社に支払った社員慰安のための国内旅行費用 1,778,000円（仮払消費税等142,240円）

② 上記①の旅行直前にキャンセルした社員に係る違約金 34,750円

③ ②に係る取消事務手数料 5,250円

④ 社員に対する結婚祝い金 100,000円

⑤ 社員への食事の現物支給として給食会社に支払ったもの 2,633,033円（仮払消費税等210,642円）

〔第二問〕

資料 6 (3) ②

(3) 「接待交際費」の内訳は、次のとおりである。

① 得意先及び仕入先に渡した、祝儀及び香典等 200,000円

② 得意先とのゴルフプレー代金（ゴルフ場利用税2,400円を含む） 30,000円

③ 得意先、仕入先との飲食接待費 271,000円

●実力完成答練 第1回

資料 IV 3 (7) ②

(7) 「交際費」の内訳は、次のとおりである。

① 商品販売業者関係の葬儀の香典 200,000円

② 商品販売業者との飲食等に係るもの 632,600円

上記金額には、ゴルフプレー代125,000円（うち、ゴルフ場利用税6,000円）が含まれている。

〔第二問〕 資料 6 ㉔ ③ ③ 本社ビルの敷地の一部に係る土地収用法等の規定に基づく補償金 5,500,000円 上記補償金の内訳は、本社ビル敷地内の倉庫に対する譲渡対価として交付された対価補償金500,000円、倉庫の移転に要する費用の補填に充てるための移転補償金5,000,000円である。	●実力完成答練 第1回 資料 IV 6(2) (2) 「固定資産売却益」は、所有する駐車場（構築物及び土地）が土地収用法に基づいて収用されたことによるものであり、その収用に伴って以下の補償金を収受した。 80,095,000円 ① 対価補償金 上記金額の内訳は、構築物（帳簿価額125,000円）に係るもの95,000円及び土地（1,075,000円）に係るもの80,000,000円である。 ② 収益補償金 150,000円
〔第二問〕 資料 6 ㉔ ② ㉔ 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 82,992円 源泉所得税14,700円、復興特別所得税308円が控除された手取額である。 ② 証券投資信託の収益分配金 200,000円	●実力完成答練 第2回 資料 6 ㉔ ② ㉔ 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行に係る預金利息 89,200円 ② 公社債投資信託の収益分配金 152,800円 ③ 国内銀行が発行した社債の償還に係る償還差益 120,000円 ④ 株式の配当金 810,000円
〔第二問〕 資料 6 ㉔ ①と② ㉔ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。 ① 居住用賃貸マンションの一空の明渡し遅滞により収受した賠償金 550,000円 ② 損害保険会社より給付を受けた保険金 4,000,000円 これは、水害により水没し、使用不能となった機械装置（帯鋸盤）について損害保険に加入していたために給付を受けた保険金である。	●補助問題 第2回 資料 3 6(2) ①と③ (2) 「その他収入」の内訳は、次のとおりである。 ① マンションの入居者（居住用）の契約違反により、契約を解除した後、定めた明渡し期限までに退去しなかったため、受け取った通常の賃貸料の2倍に相当する金額の違約金 180,000円 ② マンションの入居者（居住用）からの契約解除時に、解約違約金（退去の際は家主に2か月前に通知する条項のある契約に基づく違約金である。）として、預り保証金から差し引いた賃貸料相当額 146,000円 ③ マンションの入居者（居住用）の過失による漏水事故により、損害保険会社から受けとった保険金 280,000円
〔第二問〕 資料 6 ㉔ ① ㉔ 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 82,992円 源泉所得税14,700円、復興特別所得税308円が控除された手取額である。	●補助問題 第2回 資料 3 8(3) ① (3) 事業主借勘定には、次のものが含まれている。 ① 食料品販売業及び不動産賃貸業に係る国内銀行の預金利子 26,676円（源泉所得税及び復興特別所得税4,824円控除後の金額）
〔第二問〕 資料 6 (4) ② (4) 「売上値引戻り高」の内訳は次のとおりである。 ① 丙社が平成26年6月3日に売却した土地付建物に係る割戻し 250,000円 売却価額の内訳（土地6,000,000円、建物3,500,000円） なお、当該取引は、建物新築工事の請負契約を平成25年9月9日に締結している。 ② 丙社が平成26年10月13日に売却した土地付建物に係る割戻し 100,000円 売却価額の内訳（土地4,000,000円、建物3,000,000円）	●実力完成答練 第3回 資料 2(6) (6) 「売上割引」は、甲社の当課税期間に係る建売住宅の販売に係る売掛金をその支払期日より前に支払いを受けたため、当該売掛金の決済時に減額したものである。なお、当該売上割引の内訳は、建物部分3,118,800円、土地部分5,544,000円である。
〔第二問〕 資料 6 (8) (8) 「給与及び賞与」には、国内出張旅費のうち通常必要と認められる範囲を超える部分として給与とされているもの116,000円、住居手当として支給されているもの661,000円が含まれている。	●補助問題 第3回 資料 6(7) ① (7) 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりであり、課税仕入れとなるものは共通課税仕入れに該当する。 ① 国内出張に係る鉄道運賃、航空運賃、宿泊費用 1,857,000円 上記には、通常必要と認められる範囲を超える部分として、所得税法上給与として課税された金額458,000円が含まれている。
〔第二問〕 資料 6 ㉑ ① ㉑ 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。 ① 居住用賃貸マンション管理用ソフトウェアのリース料 228,000円 合併期日以前に丙社が締結したリース契約で、契約内容は下記のとおりである。当該契約は、所有権移転外ファイナンスリースに該当し消費税法において資産の譲渡として取り扱われるものであるが、契約当初から賃貸借取引として会計処理をしている。 リース契約日：平成26年3月16日、引渡日：平成26年6月17日、リース期間：5年、リース総額：1,140,000円、リース総額の内利子相当額：114,000円	●補助問題 第3回 資料 6(8) ③ (8) 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。 ③ コンピュータのサーバーのリース料 583,200円 本社のコンピュータのサーバー（甲社の業務全般にわたり使用するものである。）のリース契約（契約日：平成27年9月25日、引渡日：平成28年4月1日、リース期間5年、リース料総額2,916,000円）に係る当課税期間中のリース料である。当該リース契約は所有権移転外ファイナンスリース取引に該当し、消費税において資産の譲渡（売買）として取り扱われるものであるが、甲社は賃貸借処理（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をいう。）を行い、そのリース料については、支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理（「分割控除」という。）により、仕入控除税額の計算を行うものとする。

〔第二問〕 資料4 4. 甲社の前課税期間に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、2,278,000円（消費税1,794,000円、地方消費税484,000円）である。	●直前予想答練 第2回 資料2 2 甲社の前事業年度（平成27年7月1日から平成28年3月31日まで）に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、14,374,600円（消費税11,320,000円、地方消費税3,054,600円）である。																																																																															
〔第二問〕 その他の付記事項 甲社は、当課税期間中において売上管理ソフトウェアがインストールされたパソコンを購入し、海外支店に輸出している。なお、当該パソコンが輸出されたことについて財務省令で定めるところの証明がされている。 甲社が当該パソコンを海外支店に輸出するために支出した費用は、次のとおりである。 <table><tr><td>① パソコン本体の購入費用</td><td>1,000,000円</td></tr><tr><td>② 通関業者に支払った輸出に関する通関費用</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>③ 保険料</td><td>50,000円</td></tr></table>	① パソコン本体の購入費用	1,000,000円	② 通関業者に支払った輸出に関する通関費用	150,000円	③ 保険料	50,000円	●直前予想答練 第2回 資料5(1) ④ (ロ) (ロ) 国外に係るもの 7,700,000円 外国法人M社（国外事業者に該当する。）からの依頼によるものであり、調査はアメリカで行い、調査に係るレポート等は日本国内で作成している。 なお、当該調査に係る機器を新たに当課税期間に取得している（取得価額1,080,000円）が、アメリカの現地へ移送している。 また、当該調査機器に係る本船甲板渡し価格は1,158,000円である。																																																																									
① パソコン本体の購入費用	1,000,000円																																																																															
② 通関業者に支払った輸出に関する通関費用	150,000円																																																																															
③ 保険料	50,000円																																																																															
〔第二問〕 資料6(14) ③ (14) 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。 <table><tr><td>① 国内出張に係る旅費</td><td>560,000円</td></tr><tr><td>② 海外出張に係る旅費</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>③ 従業員の通勤手当（全額必要であると認められる金額であり、所得税法上の非課税限度額を超過している20,000円を含む）</td><td>620,200円</td></tr></table>	① 国内出張に係る旅費	560,000円	② 海外出張に係る旅費	300,000円	③ 従業員の通勤手当（全額必要であると認められる金額であり、所得税法上の非課税限度額を超過している20,000円を含む）	620,200円	●全国公開模試〔第二問〕 資料3(6) ① (6) 「給与手当」には、次のものが含まれているが、これら以外はすべて課税取引以外のものである。なお、通勤手当は通常必要と認められるものである。 <table><tr><td>① 店舗の従業員の通勤手当</td><td>5,521,200円</td></tr></table> このうち、所得税法上非課税とされる金額を超える金額は680,000円である。	① 店舗の従業員の通勤手当	5,521,200円																																																																							
① 国内出張に係る旅費	560,000円																																																																															
② 海外出張に係る旅費	300,000円																																																																															
③ 従業員の通勤手当（全額必要であると認められる金額であり、所得税法上の非課税限度額を超過している20,000円を含む）	620,200円																																																																															
① 店舗の従業員の通勤手当	5,521,200円																																																																															
〔第二問〕 資料6(9) ① (9) 「給与等負担金」の内訳は次のとおりであり区別してグループ会社に支払っている。 <table><tr><td>① 特殊鋼の新製品の知識を指導するためにグループ会社から甲社に派出している社員の給与負担額</td><td>870,000円</td></tr></table>	① 特殊鋼の新製品の知識を指導するためにグループ会社から甲社に派出している社員の給与負担額	870,000円	●全国公開模試〔第二問〕 資料3(6) ③ ③ 国内の得意先から出向派遣を受けた出向社員（本社での業務に従事している。）に係る給与負担金 12,256,000円																																																																													
① 特殊鋼の新製品の知識を指導するためにグループ会社から甲社に派出している社員の給与負担額	870,000円																																																																															
〔第二問〕 資料7 7. 甲社の固定資産台帳（抜粋）は、次のとおりである。 なお、貸借対照表に土地23,200,000円計上されているが、その内訳は次のとおりである。 <table><tr><td>① 本社建物敷地</td><td>15,200,000円</td></tr></table> 上記金額には、乙社が平成25年1月25日に支出した土地の造成費用2,200,000円を含むものとする。 <table><tr><td>② 居住用賃貸マンション敷地</td><td>8,000,000円</td></tr></table> 固定資産台帳（抜粋） （単位：円） <table><tr><th>種類</th><th>構造・細目</th><th>取得年月</th><th>取得価額</th><th>減価償却額</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>建物</td><td>本社建物</td><td>H25.3</td><td>5,400,000</td><td>205,039</td><td>4,563,330</td></tr><tr><td>建物</td><td>居住用賃貸マンション（注1）</td><td>H20.5</td><td>3,000,000</td><td>92,117</td><td>2,050,150</td></tr><tr><td>車両</td><td>運送用トラック（注2）</td><td>H26.2</td><td>6,000,000</td><td>960,000</td><td>720,000</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>帯鋸盤（注3）</td><td>H28.5</td><td>9,800,000</td><td>698,666</td><td>6,794,668</td></tr><tr><td></td><td>商標権（注4）</td><td>H26.10</td><td>2,100,000</td><td>210,000</td><td>1,680,000</td></tr><tr><td></td><td>ソフトウェア（注5）</td><td>H27.1</td><td>5,200,000</td><td>1,040,000</td><td>3,120,000</td></tr></table> （注1）居住用賃貸マンションの取得価額にはリフォーム費用として丙社が平成20年6月27日に支出した資本的支出850,000円が含まれている。 （注2）運送用トラックの取得価額には、乙社が平成26年2月3日に支出した会社のロゴマークと会社名の塗装費用400,000円が含まれている。	① 本社建物敷地	15,200,000円	② 居住用賃貸マンション敷地	8,000,000円	種類	構造・細目	取得年月	取得価額	減価償却額	期末残高	建物	本社建物	H25.3	5,400,000	205,039	4,563,330	建物	居住用賃貸マンション（注1）	H20.5	3,000,000	92,117	2,050,150	車両	運送用トラック（注2）	H26.2	6,000,000	960,000	720,000	機械装置	帯鋸盤（注3）	H28.5	9,800,000	698,666	6,794,668		商標権（注4）	H26.10	2,100,000	210,000	1,680,000		ソフトウェア（注5）	H27.1	5,200,000	1,040,000	3,120,000	●全国公開模試〔第二問〕 資料5(2) 5 甲社の固定資産の取得状況は次のとおりであるが、すべて課税業務用から非課税業務用又は非課税業務用から課税業務用への転用は行っていない。 なお、特に断りのある場合を除き、当課税期間の末日において所有している。 <table><tr><th>種 類</th><th>構造・細目</th><th>数量</th><th>取得年月</th><th>取得価額 （単位：円）</th></tr><tr><td rowspan="2">建物附属設備</td><td>店舗内装工事一式（a）</td><td>1</td><td>H26.3</td><td>3,670,000</td></tr><tr><td>広告用看板（b）</td><td>1</td><td>H26.10</td><td>1,072,500</td></tr><tr><td rowspan="2">車両運搬具</td><td>普通乗用車（c）</td><td>1</td><td>H26.12</td><td>2,940,000</td></tr><tr><td>普通乗用車（d）</td><td>1</td><td>H27.2</td><td>2,050,000</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>コンピュータ（e）</td><td>3</td><td>H28.4</td><td>1,500,000</td></tr><tr><td>会員権（f）</td><td></td><td>1</td><td>H28.10</td><td>3,620,000</td></tr></table> (1) 広告用看板（b）は、甲社の社名を記載しているものである。 (2) 普通乗用車（c）は、本社営業用に使用しているものである。上記金額には納車を受けた後において、会社名を塗装するため塗装会社に対して支払った塗装費用54,000円が含まれている。 (3) 普通乗用車（d）は、役員が使用しているものである。上記金額以外に取得時にリサイクル預託金相当額16,720円及び資金管理料380円を支払っている。なお、当課税期間においてこの車両を廃車処分とした（資料3(26)参照）。 (4) コンピュータ（e）は、本社営業用に取得したものであり、1台あたり500,000円のを3台取得したものである。 また、別途45,000円（取得価額の3%）を支払い、購入後5年間に無償で修理を受けられる修理保証サービスに加入している。 (5) 会員権（f）は、当該税期間において新設ゴルフ倶楽部の会員権（入会金（返還されないもの）1,620,000円、預託金（20年据置き後返還されるもの）2,000,000円）を同ゴルフ倶楽部の募集に応じて取得したものである。このゴルフ会員権は、商品及び製品の販売先の接待に供するためのものである。	種 類	構造・細目	数量	取得年月	取得価額 （単位：円）	建物附属設備	店舗内装工事一式（a）	1	H26.3	3,670,000	広告用看板（b）	1	H26.10	1,072,500	車両運搬具	普通乗用車（c）	1	H26.12	2,940,000	普通乗用車（d）	1	H27.2	2,050,000	器具備品	コンピュータ（e）	3	H28.4	1,500,000	会員権（f）		1	H28.10	3,620,000
① 本社建物敷地	15,200,000円																																																																															
② 居住用賃貸マンション敷地	8,000,000円																																																																															
種類	構造・細目	取得年月	取得価額	減価償却額	期末残高																																																																											
建物	本社建物	H25.3	5,400,000	205,039	4,563,330																																																																											
建物	居住用賃貸マンション（注1）	H20.5	3,000,000	92,117	2,050,150																																																																											
車両	運送用トラック（注2）	H26.2	6,000,000	960,000	720,000																																																																											
機械装置	帯鋸盤（注3）	H28.5	9,800,000	698,666	6,794,668																																																																											
	商標権（注4）	H26.10	2,100,000	210,000	1,680,000																																																																											
	ソフトウェア（注5）	H27.1	5,200,000	1,040,000	3,120,000																																																																											
種 類	構造・細目	数量	取得年月	取得価額 （単位：円）																																																																												
建物附属設備	店舗内装工事一式（a）	1	H26.3	3,670,000																																																																												
	広告用看板（b）	1	H26.10	1,072,500																																																																												
車両運搬具	普通乗用車（c）	1	H26.12	2,940,000																																																																												
	普通乗用車（d）	1	H27.2	2,050,000																																																																												
器具備品	コンピュータ（e）	3	H28.4	1,500,000																																																																												
会員権（f）		1	H28.10	3,620,000																																																																												

ズバリ的中!